

資料紹介

乃木希典日記——明治八年——(一)

中山光勝

解題

先般、私は、今は亡き恩師慶應義塾大学名譽教授法学博士手塚 豊先生の命により、乃木神社宮司高山 亨氏の委嘱を受け同神社の御祭神である元学習院長陸軍大將乃木希典將軍の日記を中心に「乃木希典全集」上、中、下および補遺の全四巻を校訂・編集した。その際、同下巻に収録した「解題」の末尾に「日記原本と従前刊行されている日記本文との校異などを含めたより詳密な解題を他日完成させることを自分の今後の課題にして擲筆する。」と記しておいた。

その後、この「乃木希典全集」に対しては、國學院大學日本文化研究所の柴田紳一氏には、懇切なる書評をいただき、また、國史学の泰斗であられる文学博士村尾次郎先生には、とくに日記について御論考を通して種々の御教示を賜った。両先生の学恩に対し、深く感謝申し上げる次第である。

ところで、本稿は、前述の「自分の今後の課題」を果すべく、柴田、村尾の両先生の御指摘を頼りに、現存する乃木將軍の日記であり、現在宮内庁書陵部の所蔵にかかる「乃木希典日記及び記録」全二十六冊中の第一から第十七の全十七冊に収録されている日記原文（日記の本文及びその前後に附された詩歌など）を正確に翻刻し、

これに簡単な註解を附したものであり、全集本の正誤表(現存する日記原文についてのみではあるが)の役割を担う性質のものである。とくに註解については、全集本においても企図しながら果せなかつたものである。

翻刻に当つては、原文に忠実であることに努め、漢字は、全集本の場合と異なり、固有名詞であれ、普通名詞であれ原文が正字であれば、それに従い、略体であれば、それに従つた。これは、前述の村尾博士の御教示に従つたものである。また、便宜句読点を附したことも全集本とは異なるところである。原文の体裁を知りたい方は、全集本について見られたい。なお、「」内は、中山の注記である。

註

(一) 乃木神社社務所編『乃木希典全集』上・中・下(平成六年・国書刊行会)および同・補遺(平成九年・国書刊行会)の全四巻であり、上巻には、明治六年九月二十日より明治十七年七月二十日に至る日記本文とその前後に挿入されている詩歌の類を収め(なお、上巻・凡例の三頁九行の「明治八年十月十日、明治十年一月二十八日、明治十一年三月

九日より明治十五年十二月三十一日の日記」は、これを「明治八年十月十日、明治十一年三月九日より明治十五年十二月三十一日、明治十七年一月二日より同年七月二十日の日記」と訂正する)、中巻には、明治二十年四月十八日より明治四十五年七月二十三日(このうち明治二十二年四月二十六日より明治二十四年四月十八日に至る部分は、ドイツ語によるものである)に至る日記本文およびその前後に挿入された詩歌の類を収め、下巻には、明治二十一年九月一日より明治二十三年三月二十六日に至るドイツ語による日記の訳文(訳者は久保田庄作氏である。なお、このうち明治二十一年九月一日より明治二十二年四月二十五日に至る部分のドイツ語の原文は、現在のところ所在は不明である)、明治二十三年四月一日より明治二十四年四月十八日に至るドイツ語による日記の訳文(訳者は岡村愛一氏である)、明治四十四年二月十四日より同年八月三十一日に至る乃木大将渡欧日誌(記録者は随行員の一人である吉田豊彦陸軍中佐であると思われる)、明治三十九年一月十四日に明治天皇に奏上した復命書、乃木將軍の論稿二篇、年譜、兵籍簿、系圖、参考文献、辞世、遺言条々および漢詩四篇などを収め、さらに、これに全集全体にわたる解題、跋文および編集後記を附した。また、補遺には、前三巻の補巻として、編集・校訂覚書、乃木希典日記書誌別一覧、明治三十四年七月二十一日より明治三十五年三月二十四日

に至る日記本文、主要人名解説および人名索引を収めた。

なお、全集の刊行経緯などについては、全集の下巻に附した私の「解題」および「編集後記」ならびに中央乃木会の機関紙「洗心」第百二十二号(平成八年・中央乃木会)二頁〜三頁に収録されている私の「乃木希典全集の編集を終えて」などを参照されたい。

(2) 前掲「乃木希典全集」下・五七九頁。

(3) 柴田紳一「乃木神社社務所編『乃木希典全集』上・中・下(書評と紹介)」日本歴史学会『日本歴史』第五七二号(平成八年・吉川弘文館)一五八〜一五九頁。

(4) 村尾次郎「乃木希典日記の研究——小倉での一年有餘——」藝林會『藝林』第五十卷二号(平成十三年・藝林會)二一〇五頁。

(5) 学習院大学史料館編『旧華族家史料所在調査報告書』本編3(平成五年・学習院大学史料館)五二八頁。

(6) 全十七冊の内容は、以下の如くである。第一冊(明治八年十二月四日〜同三十一日、明治九年一月一日〜同三十一日、明治九年二月一日〜同二十九日、明治九年三月一日〜同三十一日、明治九年四月一日〜同三十日)、第二冊(明治九年五月一日〜同三十一日、明治九年六月一日〜同三十日、明治九年七月一日〜同三十一日、明治九年八月一日〜同三十一日、明治九年九月一日〜同三十日、明治九年十月一日〜同二十三日)、第三冊(明治十年一月一日〜同三十

日、明治十年二月一日〜同同二十七日。なお、本冊には、上記記事に続けて三月九日〜同三十一日および四月一日〜同二日の記事が記されているが、内容的に第五冊に収められている明治十一年三月八日の記事に続くものであると思われるので、明治十一年三月八日条の次に収めることとした)、第四冊(明治十年五月二十五日〜同三十一日、明治十年六月一日〜同三十日、明治十年七月一日〜同二十八日)、第五冊(明治十年十二月三十一日、明治十一年一月一日〜同三十一日、明治十一年二月一日〜同十七日、明治十一年二月二十日〜同二十八日、明治十一年三月一日〜同八日)、第六冊(明治十六年一月一日〜同三十一日、明治十六年二月一日〜同十八日、明治十六年二月十八日〜同二十八日、明治十六年三月一日〜同三十一日、明治十六年四月一日〜同三十日、明治十六年五月一日〜同三十一日、明治十六年六月一日〜同三十日、明治十六年七月一日〜同三日、明治十六年八月六日〜同十八日)、第七冊(明治二十二年四月二十六日〜同三十日。これらは、独文により記されたものである)、第八冊(明治二十三年四月一日〜同三十日、明治二十三年五月一日〜同三十一日、明治二十三年六月一日〜同三十日、明治二十三年七月一日〜同三十一日、明治二十三年八月十三日〜同三十一日、明治二十三年九月一日〜同三十日、明治二十三年十月一日〜同三十一日、明治二十三年十一月一日〜同六日、明治二十三年十一月十五日〜同

二十九日、明治二十三年十一月三十一日。これらは、独文により記されたものである)、第九冊(明治二十三年十二月一日〜同三十一日、明治二十四年一月一日〜同三十一日、明治二十四年二月一日〜同二十八日、明治二十四年三月一日〜同三十一日、明治二十四年四月一日〜同十八日。これらは、独文により記されたものである)、第十冊(明治二十五年一月五日〜同三十一日、明治二十五年二月一日〜同二十九日、明治二十五年三月一日〜同三十一日、明治二十五年四月一日〜同三十日、明治二十五年五月一日〜同三十一日、明治二十五年六月一日〜同三十日、明治二十五年七月一日〜同三十一日、明治二十五年八月一日〜同三十一日、明治二十五年九月一日〜同三十日、明治二十五年十月一日〜同三十一日、明治二十五年十一月一日〜同三十日、明治二十五年十二月一日〜同三十一日)、第十一冊(明治二十六年一月二十二日〜同三十一日、明治二十六年二月一日〜同二十八日、明治二十六年三月一日〜同三十一日、明治二十六年四月一日〜同三十日、明治二十六年五月一日〜同三十一日、明治二十六年六月一日〜同八日、明治二十六年七月十日〜同三十日、明治二十六年七月一日〜同九日)、第十二冊(明治三十三年一月一日〜同三日、明治三十三年一月十三日〜同三十一日、明治三十三年二月一日〜同二日、明治三十三年十月二十三日〜同三十一日、明治三十三年十一月一日〜同十八日、明治三十三年十一月二十六日〜同二十九日)、第十三冊(明治三十六年一月一日〜同三十一日、明治三十六年二月一日〜同二十八日、明治三十六年三月一日〜同三十一日、明治三十六年四月一日〜同三十日、明治三十六年五月一日〜同二十日、明治三十六年五月二十二日〜同三十一日、明治三十六年六月一日〜同三日、明治三十六年七月一日〜同三十一日、明治三十六年八月八日〜同十九日、明治三十六年九月三十日、明治三十六年十月一日〜同十八日、明治三十六年十月二十六日〜同三十一日、明治三十六年十一月一日〜同五日、明治三十六年十一月八日〜同十七日、明治三十六年十一月二十一日〜同三十日、明治三十六年十二月一日〜同四日、明治三十六年十二月二十八日〜同三十一日)、第十四冊(明治三十七年十一月一日〜同二十七日、明治三十七年十二月一日〜同三十一日、明治三十八年一月一日〜同十二日)、第十五冊(明治三十九年八月二十九日〜同三十一日、明治三十九年九月一日〜同十日、明治三十九年九月十七日〜同二十日、明治三十九年九月二十二日、明治三十九年十二月二十四日〜同二十八日、明治四十年一月十二日、明治四十年一月十六日、明治四十年一月二十日〜同二十二日、明治四十年一月二十七日〜同二十九日、明治四十年一月三十一日、明治四十年二月一日〜同三日)、第十六冊(明治四十一年五月二十九日〜同三十一日、明治四十一年六月一日〜同三十日、明治四十一年七月一日〜同三十一日、明治四十一年八月一日〜同五日)、

第十七冊（明治四十五年三月七日～同二十日、明治四十五年三月二十二日～同二十三日、明治四十五年三月三十日、明治四十五年四月二日、明治四十五年四月九日～同十四日、明治四十五年四月十九日、明治四十五年五月二十九日～同三十一日、明治四十五年六月一日～同十日、明治四十五年六月十三日～同十四日、明治四十五年六月十六日～同二十一日、明治四十五年六月二十五日～同二十九日、明治四十五年七月六日、明治四十五年七月十一日～同十五日、明治四十五年七月十八日、明治四十五年七月二十三日）。

(7) 村尾博士は、前掲・論稿・六～七頁において「全集本は編輯者の手入力を極力抑制して日記の原態を保たうとする配慮によつて編輯されてをり、句讀點や注解を付けることなく、最小限度の處理に止めてゐる。但し、合字や異體字等を片假名にし、人名以外の漢字を新字體に改めてあるので、表記からいへば一異本と見做すべきであらう。異字に改めることによつて生ずる若干の不都合は、たとへば、聯隊を連隊とすることがとき、歴史的に個有のものとなつた名辭を變へる結果を招くからであつて、このやうな場合は誤謬につながるから、人名と同じ扱にすべきであつた。」と御教示下さつた。博士の學恩に感謝し、本文のごとくに改めることにする。

(8) 本稿を草するに際しては、貴重資料の閲覽、利用につき、關係諸機關とりわけ宮内庁書陵部には多大な御協力をいた

だいた。また、乃木神社宮司であられる高山 亨氏には、今後の研究の資料にするようにとの御配慮から、書陵部所蔵の原本の複写を御恵授いただいた。あわせてその學恩に深謝するものである。

〔前註〕

(1) 本文の漢字は、人名等の固有名詞はもとより、普通名詞等についても原文の通りとした。また、合字、異體字、變體假名等についても可能な限り原文の通りとした。

(2) 日附等の体裁については、年月日、曜日、天候の順に統一し、ゴチックにした以外は原文の通りとした。

(3) 文意や表現に疑問のある部分については、その右側に「ママ」と註記した。

(4) 「」内の文字は、すべて中山の註記である。

〔明治八年〕

十二月四日二起ル年八明治ノ第八也〔原文は横書きである〕

十二月四日

午後、傳令使被免、第十四聯隊長心得被仰付。退省路、

直ニ赤坂乃木邸³ニ入り新任ヲ告ケ、又、小牧⁴ヲ訪、不在。太田⁵ニ至リ、不在。婆公ニ逢、小酌、不坐。帰途、愛宕山邸ニ入り、公並母君ニ謁シ、公ニ伴ハレテ、築地ノ精養軒ニ晚餐ヲ被饗、帰宅。阿爺⁶ニ告ケ、夜⁷、呉服丁ノ大榎屋ニ入り、船便ヲ詢ル。又、築地ノ榎ニ入、翁來、小酌。渡邊ニ泊ス。

(1) 明治七年九月十日、陸軍卿(山縣有朋中将)傳令使拜命(乃木希典自筆兵籍簿)前掲「乃木希典全集」下・五二二頁。傳令使は、明治六年三月二十四日・太政官第百十三号布告の陸軍省職制により陸軍卿官房内に設けられた官職(内閣記録局編「法規分類大全」第四十五卷・兵制門①)・兵制門・陸海軍官制・陸軍一(昭和五十二年覆刻・原書房)二七三頁)で、その職掌は、明治六年三月十二日・太政官達により制定された陸軍省条例第二条第四号によれば「房長參謀官ハ卿ノ參謀承弼ニ供シ卿手限ノ書記ハ首トシテ之ニ任シ其他卿ノ意ヲ承テ差使ニ供スルハ傳令使ノ任タル事」であり同条第五号によれば「傳令使卿ノ名ヲ以テ或ハ諸官人ニ解説ヲナシ或ハ書類草案等ヲ徵求スル時ハ卿親ラスルト同様タルヘク又申告スヘキ事ニ就テハ諸官人必ス仔細ヲ悉シ応答スヘキ事」である(前掲「法規分類大全」第四十五卷・兵制門①)。

三八五頁)。また、明治八年六月二十九日・陸軍省第九十号布達の官房官員服務概則第一条には「官房ノ官僚ハ房長副長及ヒ傳令使並ニ課僚トス其掌トル所ハ一切ノ文書ヲ受領送達シ外人ノ応接等トス」とあり(内閣記録局編「法規分類大全」第四十六卷・兵制門②)・兵制門・陸海軍官制・陸軍二(昭和五十二年覆刻・原書房)四三頁)、同第二条には「天皇並ニ三職ト擬議往復ニ係ル事件ハ房長卿ノ意ヲ承ケ其草案ヲ作ルヘシ其他諸向ヨリ到來スル文書事柄ノ省内何レノ局ニモ属セサル者ハ房長自カラ其指令回答案ヲ作ルカ若クハ傳令使ニ命シテ之ヲ書セシムヘシ」とあり(前掲「法規分類大全」第四十六卷・兵制門②)・四三頁)、同第七条には「凡省属各官廳各府県ヨリノ願伺ノ類ハ卿裁決ノ上第一局第一課ニ於テ其指令ノ旨趣ヲ朱書シ當該官廳ニ下付スル為メ官房ニ送り來ルトキハ傳令使之レヲ受領シ房長ニ呈ス」とあり(前掲「法規分類大全」第四十六卷・兵制門②)・四四頁)、同第十五条には「凡奏任官以下任補或ハ就職等本省ニ於テ達スヘキ者ノ辞令書其新任ハ伝達所ニ於テ傳令使ヨリ授与シ」とあり(前掲「法規分類大全」第四十六卷・兵制門②)・四五頁)、同第十九条には「傳令使ハ卿ノ命令ヲ伝達シ外人ノ応接及ヒ簡牘ノ領取ヲナシ其領取シタル文書ニハ當該官員押印シ以テ後証ニ供ス」とあり(前掲「法規分類大全」第四十六卷・兵制門②)・四五頁)、

同第二十条には「凡諸願伺届出等ヲ受領スル時ハ傳令使之ヲ点檢シ文格式ニ合セス或ハ附屬書類物件遺落等キアルトキハ房長ニ申告シ許可ヲ得更ニ整理ノ上差出スヘキ地ヲナスヘシ」とあり（前掲「法規分類大全」第四十六卷・兵制門〔?〕・四五頁）、同第二十三条には「凡諸向ヨリ到来スル文書ハ傳令使之ヲ受領シ房長ニ呈ス」とあり（前掲「法規分類大全」第四十六卷・兵制門〔?〕・四六頁）、同第二十六条には「凡諸向ヨリ到来スル文書正副二通アル者ハ傳令使之ヲ綴合シ房長ニ呈ス」などとある（前掲「法規分類大全」第四十六卷・兵制門〔?〕・四六頁）。これらの規定から考えると、陸軍卿傳令使の職掌は、陸軍卿の秘書官ないし副官とでも称すべきものであったものと思われる。（2）熊本鎮台（司令長官野津鎮雄少将）歩兵第十四聯隊（小倉）長心得（前任聯隊長は、萩の乱の首謀者前原一誠の実弟山田頼太郎少佐である）。（3）乃木高行邸（乃木希典日記・明治八年七月十四日条には「玉木ト同敷赤坂ノ乃木ニ入ル高行在宅」とある（前掲「乃木希典全集」上・四〇頁））。乃木高行は、乃木將軍の父・希次の長兄・高藏の養子である高正の養子であり、當時は、従七位海軍中尉である（「太政官日誌明治八年第四十七号・四月二十三日条」石井良助編「太政官日誌」第七卷（昭和五十六年・東京堂）三九六頁、「太政官日誌明治八年第九十六号・七月二十五日条」前掲「太政官

日誌」第七卷・五〇四頁）。その後、明治九年九月二十二日、「黒田特命全權弁理大臣ニ随行朝鮮國へ出張尽力候ニ付為其賞別紙目録之通下賜候事目録縮緬代金八拾円」と賞賜されている（「太政官日誌明治九年第七十号・九月二十二日条」石井良助編「太政官日誌」第八卷（昭和五十七年・東京堂）一六〇頁）。なお、彼の略伝については、拙稿「主要人名解説」前掲「乃木希典全集」補遺・二六六―二六七頁参照。ちなみに、本項の註解は前記拙稿の補遺でもある。（4）乃木希典日記にみえる小牧姓の人物で、個人名まで判明している者は、乃木希典日記・明治八年五月二日条（前掲「乃木希典全集」上・二四頁）、同五月十二日条（前掲「乃木希典全集」上・二六頁）、同六月十九日条（前掲「乃木希典全集」上・三四頁）、同八月三日条（前掲「乃木希典全集」上・四八頁）、同九月二十日条（前掲「乃木希典全集」上・五八頁）、同明治十一年三月十四日条（前掲「乃木希典全集」上・二二四頁）および同十月二十二日条（前掲「乃木希典全集」上・二七一頁）にみえる小牧平八であるが、ここにみえる「小牧」が、彼と同一人物であるかどうかは不明である。なお、小牧について知るところはないが、宿利重一「増補乃木希典（昭和十六年・春秋社）一七九頁にみえる「長府藩の御用達であった麻布市兵衛町の小牧長之助」の關係者ではないかと思われるが確かでない。（5）乃

乃木希典日記―明治八年―(一)(中山)

本希典日記にみえる太田姓の人物で、個人名まで判明している者は、乃木希典日記・明治十一年十二月二十八日条(前掲『乃木希典全集』上・二八六頁)、同・明治十五年十月二十九日条(前掲『乃木希典全集』上・三九四頁)および同十一月十三日条(前掲『乃木希典全集』上・三九七頁)にみえる太田左門(乃木希典日記・明治十一年十二月二日条(前掲『乃木希典全集』上・二八〇頁)にみえる「太田左門」も同一人物であろう)と乃木希典日記・明治十七年二月二十五日条(前掲『乃木希典全集』上・四六〇頁)にみえる太田博従の二名であるが、太田博従は、後述の如く太田左門が「侍従」であったこととから考えると、この部分は、日記の原本を欠いているので確かではないが、「太田侍従」と記すべきところを「太田博従」と誤記したものとと思われるので、氏名の判明している日記記載の太田姓の人物は、太田左門一人ということになる。なお、前掲『乃木希典全集』補遺に附載した人名「索引」には、氏名の判明する太田姓の人物として、太田左門以外に太田直好と太田 朗の二名を挙げておいた(同書・三五五頁)が、その姓は、ともに「太田」であり、誤記であるので、ここに訂正しておく。太田左門は、乃木將軍の実父・希次の末弟で太田家の養子となった要蔵(彼の略歴については、田村哲夫編「防長維新関係者要覧」(平成七年覆刻・マツノ書店)二二

―二三頁参照)の次男で、御堀耕助(彼の略歴については、大植四郎編「明治過去帳」(昭和四十六年・東京美術)三二頁、吉田祥朔「増補近世防長人名辞典」(昭和五十一年・マツノ書店)二三〇頁、日本歴史学会編「明治維新人名辞典」(昭和五十六年・吉川弘文館)九六五―九六六頁、前掲「防長維新関係者要覧」一〇二頁、一坂太郎「防長の隠れた「偉人」たち」(平成十四年・春風文庫)一〇五―一〇八頁など参照)の実弟、大見フキ(最初は太田家の養子耕介の妻であったようであるが、後、大見淳太と再婚したようである(佐々木乃木家系図)前掲『乃木希典全集』下・五三〇頁、長谷川君江「偉人のかげに―乃木希典弟大館集作のこと―」(昭和三十九年・良書普及会・五八―六〇頁、「乃木玉木系図」井戸田博史「日本近代「家」制度の研究―乃木伯爵家問題を通じて―」平成四年・雄山閣・二六六頁)。海軍少将大見丙四郎は養子である。大見丙四郎の略歴については、前掲「拙稿「主要人名解説」二五一頁参照)の実兄であり、將軍の従兄弟にあたる人である。太田は、明治五年二月十七日、侍従に任ぜられ(「太政官日誌明治五年第十二号・二月十七日条」石井良助編「太政官日誌」第六卷(昭和五十六年・東京堂出版)三四頁、宮内庁編「明治天皇紀」第二(昭和四十四年・吉川弘文館)六四八頁)、明治十七年三月二十二日、宮内

省の官制改革にともなう新制度の侍従に任ぜられ(宮内庁編『明治天皇紀』第六〈昭和四十六年・吉川弘文館〉一八五―一八六頁)、明治十八年三月十四日、侍従職のまま海軍少佐に任ぜられ(前掲『明治天皇紀』第六・三七八頁。なお、正確な年月日は不明であるが、これより以前に姓を「太田」から「毛利」に改姓しているようである)、明治二十一年四月二十日、主猟官を兼任(宮内庁編『明治天皇紀』第七〈昭和四十七年・吉川弘文館〉四八頁)、明治二十五年二月二十七日、総選挙の顛末等の調査のため福岡県に差遣の命を受け、三月一日より二十日まで同県下を巡視(宮内庁編『明治天皇紀』第八〈昭和四十八年・吉川弘文館〉二五―二六頁)、明治三十年八月二十四日、特旨をもって従四位に叙せられ、同二十五日、逝去している(宮内庁編『明治天皇紀』第九〈昭和四十八年・吉川弘文館〉二九四頁)。なお、太田の略歴については、前掲『明治過去帳』五二〇頁参照。ここにみえる太田が、太田左門である確証はないが、これより以前、乃木將軍が太田方に寄留していた(前掲・宿利「増補乃木希典」一七三頁、一七六頁)と思われるので、その可能性は大であろう。(6)実父の乃木希次。当時、麻布永坂四十三番地に寄留していたものと思われる。なお、乃木將軍自身は、明治八年四月二十一日、京橋鎗屋町に転居している(乃木希典日記・明治八年四月

乃木希典日記―明治八年―(一)(中山)

二十一日条・前掲『乃木希典全集』上・二一―二二頁)。なお、乃木希典日記・明治八年七月三十一日条に続いて記されている「家屋私下願書ノ写」によれば、乃木將軍が、正式に鎗屋町六番地の家屋を敦賀県士族寺木定芳から譲渡されたのは、明治八年六月(日欠)のことであり(「家屋私下願書ノ写」前掲『乃木希典全集』上・四六一―四七頁)、そこに転居したのは、同年八月一日のことである(乃木希典日記・明治八年八月一日条・前掲『乃木希典全集』上・四八頁)。

同五日 日曜日

朝、帰宅。但見來り居ル。誘テ、小川町小田中ニ入り、金談決(但見ノ悪事露ル)。秋月訪²、小任ヲ告、飾緒ヲ借ラント欲ス、不能。王子ニ詣³。帰路、諸葛ヲ訪、小酌。帰路、物ヲ購フ。帰宅、着装、登省。諸氏ニ別ヲ告ク。退テ、日陰丁ニ写真シ、神明ノ大和屋ニ軍服ヲ命ス。帰路、大田ヲ訪フ、小酌。出テ、井上馨ヲ訪問。外ニ福原大佐⁵ニ逢フ。井上ニ逢ヒ別ヲ告ケ、且、太田耕助ノ事ヲ托ス。帰宅ス。大見⁶、諸葛兩氏來り居、小酌。各有錢。又、渡邊ニ泊ス。

(1) 乃木希典日記にみえる但見姓の人物で名前まで判明している者はいないので、ここにみえる但見についても、その個人を特定することはできない。なお、全集本では、乃木希典日記・明治八年四月十七日条、同十八日条、同二十一日条(前掲『乃木希典全集』上・二二頁)、同日記・明治八年五月十一日条(前掲『乃木希典全集』上・二五頁)、同日記・明治八年六月四日条(前掲『乃木希典全集』上・三三頁)、同日記・明治八年六月十一日条(前掲『乃木希典全集』上・三三頁)、同日記・明治八年六月二十三日条(前掲『乃木希典全集』上・三五頁)、同日記・明治八年七月二日条(前掲『乃木希典全集』上・三六頁)、同日記・明治八年七月四日条、同五日条(前掲『乃木希典全集』上・三七頁)、同日記・明治八年九月八日条(前掲『乃木希典全集』上・五五頁)、同日記・明治八年十月一日条(前掲『乃木希典全集』上・五九頁)、同日記・明治八年十月八日条(前掲『乃木希典全集』上・六一頁)、同日記・明治八年十二月五日条(前掲『乃木希典全集』上・六二頁)および同日記・明治八年十二月七日条(前掲『乃木希典全集』上・六三頁)にみえる「但見」を「但見」と記しているが、誤記であるのでここに訂正する。(2) 乃木希典日記にみえる秋月姓の人物で、名前まで判明している者は、乃木希典日記・明治十年六月十七日条(前掲『乃木希典全集』上・一九〇頁)、

同日記・明治十一年八月二十三日条(前掲『乃木希典全集』上・二五五頁)、同日記・明治三十六年七月二十五日条(前掲『乃木希典全集』中・三五五頁)および同日記・明治三十六年八月十日条(前掲『乃木希典全集』中・三五八頁)にみえる秋月新太郎であるが、ここにみえる「秋月」と同一人物であるかどうかは不明である。なお、秋月新太郎は、大分県の人で、天保十二(一八四一)年七月二十八日生まれ、明治四年に兵部中録となり、以後、陸軍大録、陸軍大尉、陸軍少佐、参謀本部編纂課長、太政官少書記官、太政官権大書記官、東京女子高等師範学校長兼文部省参事などを歴任、この間、明治十六年七月には参事院議員として宮内省内の大政治革編纂委員となり、明治三十二年に貴族院議員に勅選され、大正二年五月十日に逝去した人物である。彼の略歴については、稲村徹元・井門 寛・丸山 信編『大正過去帳』(昭和四十八年・東京美術)一七頁、宮内庁編『明治天皇紀』第六(昭和四十六年・吉川弘文館)三二―三三頁など参照。(3) 乃木家では、父・希次の代より、東京王子にある王子稲荷を信仰していたようで、長谷川正道「敬仰乃木將軍」(昭和十七年・宮越太陽堂書房)三七―三八頁には「父君は藩公の姫君、銀姫さまの御教育役を務めて居た。その姫君が本藩たる毛利家へお奥入れになる為に父君は一生懸命で「御無事にとお奥入れが叶ふやうに」

と日頃信仰する江戸の王子稲荷へ願をかけ、参詣してはお百度を踏み、且つ毎日一枚づつ「油揚げ」を供へることに定めてそれを神社に近き豆腐屋に依頼した。そして無事お輿入れの終った後も油揚げを供へることは父君生存中一日も缺かさなかつた。然るに父君逝去された後、將軍は父君の志を繼いで毎日一枚づつ即ち一年三百六十五枚の供饒を怠らなかつたとのこと。右は將軍の令妹いね子さんから私が聞いた話だ」とある。(4) 乃木希典日記にみえる諸葛姓の人物で、名前まで判明している者は、乃木希典日記・明治十五年七月三日条(前掲「乃木希典全集」上・三六九頁)、同日記・明治十五年十一月五日条(前掲「乃木希典全集」上・三九六頁)、同日記・明治十七年一月三日条(前掲「乃木希典全集」上・四五〇頁)、同日記・明治十七年四月二十六日条(前掲「乃木希典全集」上・四六九頁)および同日記・明治三十四年十一月二十八日条(前掲「乃木希典全集」中・二三八頁)にみえる諸葛小彌太(明治十七年四月二十六日条は「小弥太」と記している)、乃木希典日記・明治三十六年五月五日条(前掲「乃木希典全集」中・三四三頁)にみえる諸葛小弥および乃木希典日記・明治十五年六月二十六日条(前掲「乃木希典全集」上・三九四頁)、同日記・明治十七年四月二十二日条(前掲「乃木希典全集」上・四六八頁)、同日記・明治三十六年五月七日条(前掲

乃木希典日記―明治八年―(一)(中山)

『乃木希典全集』中・三四四頁)、同日記・明治三十六年五月二十七日条(前掲「乃木希典全集」中・三四八頁)および同日記・明治三十六年七月六日条(前掲「乃木希典全集」中・三五二頁)にみえる諸葛政太の三名であるが、このうちの諸葛小弥は、諸葛小彌太の誤記と思われるので、諸葛小彌太と諸葛政太の二名ということになる。彼らは、ともに乃木將軍と同郷の諸葛信澄(一郎)の子息であり、政太がその長男で(前掲「明治過去帳」一四六頁の「諸葛信澄」の項参照)、小彌太がその次男である(井関九郎「近代防長人物誌」人(昭和六十二年・マツノ書店)五九九―六〇〇頁の「諸葛小彌太」の項参照)。政太の生年は不明である(没年は、前掲「明治過去帳」六八三頁の「諸葛政太」の項によれば明治三十六年五月二十七日である)が、小彌太の生年は、文久二(一八六二)年八月十五日であり(前掲「近代防長人物誌」人・五九九頁)、明治八年十二月現在では、満十四歳にすぎず、また、兄の政太にしても、年齢的に小彌太との間にそれほどひらきがあつたとは思われないので、ここにみえる「諸葛」は、「諸葛ヲ訪、小酌」という記述の内容から考えると、彼ら兩名のいずれでもなく、父の諸葛信澄(一郎)であると思われる。諸葛は、山口県長府の人、嘉永二(一八四九)年九月六日生、祖父(函溪)、父(力齋)と同様に画業をもって長府藩に仕えたが、後、

武芸を講じ、奇兵隊、報国隊等に参加、明治維新後、明治二年開成学校入学、同四年文部少助教、同五年文部八等出仕、同六年東京師範学校校長、同七年文部省七等出仕、同八年大阪師範学校校長、同十三年東京株式取引所肝入役などを歴任、明治十三年十二月二十一日逝去している。かれの略歴については、前掲「明治過去帳」一四六頁の「諸葛信澄」および前掲「増補近世防長人名辞典」二五二―二五三頁の「諸葛信澄」の項など参照。(5) 後の元老、侯爵井上馨のことであろう。この頃、井上は、明治五年三月に発生した尾去沢銅山事件に関連し、明治六年五月十四日、大蔵大輔を辞任していた。(6) 乃木希典日記にみえる福原姓で、名前まで判明している人物は、乃木希典日記・明治八年二月十七日条(前掲「乃木希典全集」上・二〇頁)および同日記・明治九年一月二十九日条(前掲「乃木希典全集」上・七五頁)にみえる福原和勝、乃木希典日記・明治三十六年一月八日条(前掲「乃木希典全集」中・三二八頁)にみえる福原一、乃木希典日記・明治十一年五月十六日条(前掲「乃木希典全集」上・二三〇頁)および同日記・明治二十七年五月二十八日条(前掲「乃木希典全集」中・一八四頁)にみえる福原豊功、乃木希典日記・明治八年二月十七日条(前掲「乃木希典全集」上・二〇頁)にみえる福原實(前掲「乃木希典全集」補遺・三〇五頁の「索引」の

「福原 實」の項には、前掲「乃木希典全集」上・六八頁にも、福原 實の記述があるとしているが、誤記であるので、ここに訂正しておきたい)および乃木希典日記・明治二十七年六月十日条(前掲「乃木希典全集」中・一八六頁)および同日記・明治三十四年十二月十日条(前掲「乃木希典全集」中・二四一頁)にみえる福原佳哉の五名である。彼らの中で、この当時、大佐の階級であった人物は、福原 實と福原和勝の二名であるが、福原和勝は、明治八年二月三日、清国公使館附となり清国に赴任しており(もつとも、前記の乃木希典日記・明治八年二月十七日条には「富貴楼ニ大酌、福原和勝加ル」とみえるので、実際の赴任日は、これより後のことであつたであろう)、焔朝は、明治九年四月二十四日のことである(上法快男監修・外山操編「陸海軍将官人事総覧」陸軍篇(昭和五十六年・芙蓉書房)九一―一〇頁の「福原和勝」の項参照)から、ここにみえる福原大佐は、福原 實大佐のことであろう。福原 實は、山口県の人、弘化元(一八四四)年十月十五日出生、明治四年陸軍大佐、明治五年築造局副長心得、明治六年第四局副長、明治十年征討第三旅団參謀長、明治十一年仙台鎮台司令長官、明治十五年元老院議員、明治二十年沖繩県知事、明治二十三年貴族院議員などを歴任、明治三十三年男爵、同年九月二十四日逝去している。彼の略歴については、

前掲「明治過去帳」六〇八頁、前掲「増補近世防長人名辞典」二〇九頁、前掲「陸海軍将官人事総覧」陸軍篇・一二頁、前掲「近代防長人物誌」人・一四三―一四五頁、秦 郁彦編「日本陸海軍総合事典」(平成三年・東京大学出版会)一二四頁、我部政男・広瀬順皓編「直奏任官履歴原書」下巻(平成七年・柏書房)四八四―四八九頁および霞会館華族家系大成編輯委員会編「新修旧華族家系大成」下巻(平成八年・霞会館)四四二頁、前掲「乃木希典全集」補遺・二七二―二七三頁など参照。(7)

太田姓に関係のある名前で耕助は、前述の太田左門の兄、御堀耕助である(前掲「佐々木乃木家系図」五三〇頁)が、御堀耕助は、明治四年五月十三日に逝去している(御堀耕助の略歴については、前述の乃木希典日記・明治八年十二月四日条に附した註(5)の太田左門の項を参照)ので該当しないので、太田姓に関係する人物で耕助に該当する人物としては、太田家の養子で、太田家の家女フキの夫、耕介ということになる(前掲「佐々木乃木家系図」五三〇頁)。とすれば、「耕助」は「耕介」の誤記ということになるが、確かでない。(8) 太田家の家女、フキの再婚相手である大見淳太である。(前掲「乃木玉木系図」二六六頁)と思われるが確かでない。

(未完)